

令和元年度私立幼稚園等保育料基準額表（1号認定・2号認定）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）		
階層区分	階層区分の定義	1号認定	2号認定 （3歳以上児）	
		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	当年度分の区市町村住民税非課税世帯 （当年度の区市町村住民税のうちの均等割のみの課税世帯を含む。）	3,000 (0)	3,000 (0)	2,900 (0)
C	当年度分の区市町村住民税のうちの所得割課税額が77,100円以下である世帯	10,100 (3,000)	10,100 (3,000)	9,900 (2,900)
D	当年度分の区市町村住民税のうちの所得割課税額が211,200円以下である世帯	20,500	20,500	20,100
E	当年度分の区市町村住民税のうちの所得割課税額が211,201円以上である世帯	25,700	25,700	25,200

(1) 多子軽減について

① 1号認定

小学校3年以下の範囲（B・C階層については上限なし）において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

② 2号認定

小学校就学前の範囲（B・C階層については上限なし）において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

(2) ひとり親世帯等の軽減について

ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯などの子どもは、（ ）内の金額が適用されます。（C階層の第2子目以降は0円となります。）

(3) 寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

ひとり親世帯のうち、婚姻歴がなく税法上の寡婦（寡夫）控除を受けておらず、児童扶養手当の認定を受けている世帯について、寡婦（寡夫）控除をみなし適用した区市町村住民税所得割課税額で階層区分の判定を行うことができます。詳細は学務課幼稚園係にお問い合わせください。

※所得等によって、階層区分が変更とならない場合もあります。

(4) 補助金について

1号認定については、私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金の支給対象となります。